

佐賀県建設工事低入札調査制度事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領</p> <p>1-1 略</p> <p>1-2 適用の対象                      低入札価格調査制度は、競争入札により工事又は製造の請負契約（工事請負費で支出するものに限る。）（以下「工事」という。）を締結しようとする<u>場合について適用する。ただし、佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定に基づき最低制限価格を設定する工事には適用しない。</u></p> <p>2～17 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領</p> <p>1-1 略</p> <p>1-2 適用の対象                      低入札価格調査制度は、競争入札により工事又は製造の請負契約（工事請負費で支出するものに限る。）（以下「工事」という。）を締結しようとする<u>もののうち、総合評価落札方式により請負契約を締結しようとする場合について適用する。</u></p> <p>2～17 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u>                      この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</p>